

理事会議事録謄本

公立大学法人岐阜県立看護大学 令和6年度第4回理事会 議事録

- 1 開催日時 令和6年12月25日(水) 13:26～14:26
- 2 開催場所 公立大学法人岐阜県立看護大学 会議室1
- 3 理事の定数 6名
- 4 出席理事の氏名
理事長 北山 三津子
理 事 松下 光子
理 事 梅津 美香
理 事 國枝 敏郎
理 事 水谷 邦照
- 5 出席監事の氏名
監 事 滝 文謙
監 事 渡辺 俊介
- 6 付議事項
 - 第1号議案 令和6年度収支補正予算について
 - 第2号議案 令和7年度予算編成方針について
 - 第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について
 - 第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について
 - 第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学特任教授の就業等に関する規則の一部改正について
 - 第6号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬・退職手当の支給基準の変更について
 - 第7号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学会計規程の一部改正について
 - 第8号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学長期継続契約規程の制定について
- 7 議事経過の概要及び結果

13時26分、青木総務課長の司会進行により理事長は開会のあいさつをし、定款第16条第1項の規定により議長となり、13時29分、理事会の開会を宣言した。事務局より本日の出席者について、理事現在数6名のうち、出席理事5名で、定款第16条第3項に定める定足数に達していることを報告した。

議長は、事務局の報告に基づき、本理事会が有効に成立していることを宣言した。
議長は、議事録署名人の選出について、議長一任を諮り、國枝理事及び梅津理事を指名した。

第1号議案 令和6年度収支補正予算について

議長は、第1号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第1号議案を可決した。

第2号議案 令和7年度予算編成方針について

議長は、第2号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第2号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

若手教員国内留学事業の内容について質問があり、本学を卒業し、教員経験も本学のみとなる教員が多くなっていることから、将来の本学を担う教員を育成するために教員の視野を広げることを目的として実施することが説明された。また、教員は他大学で数カ月にもわたって教育に携わる経験をするとし、本学の教育活動及び研究活動の充実にも繋げていくことが説明された。

食堂西地盤沈下改修工事に関して、沈下の状況について質問があり、開学当初より沈下が確認されており、現在は数十センチメートル沈下していることが説明された。また、他の場所の地盤沈下の状況についても質問があり、正面玄関の沈下については今年度改修工事を行ったことが説明された。

外部からの指摘等を踏まえて対応する旨の記述があることについて、監査等での指摘の有無について質問があり、今年度は特に指摘等を受けていないことが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第2号議案を可決した。

第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について

第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について

第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学特任教授の就業等に関する規則の一部改正について

第6号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬・退職手当の支給基準の変更について

議長は、第3号議案から第6号議案について、一括審議することを提案した。

事務局は、議案書に基づき第3号議案から第6号議案までを説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第3号議案から第6号議案を可決した。

第7号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学会計規程の一部改正について

第8号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学長期継続契約規程の制定について

議長は、第7号議案及び第8号議案について、一括審議することを提案した。

事務局は、議案書に基づき第7号議案及び第8号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

長期継続契約規程について、岐阜県では地方自治法の改正に基づいて平成29年に条例を制定しているため、もう少し早く規程を定めておく必要があったのではないかととの質問があり、これまで複数年にわたる契約は全て債務負担行為として定め経営審議会の審議及び理事会の議を経て契約を行っており適切に契約事務が進められていたこと、今後は規程を定め特定の契約については県に倣い事務局の判断で進めていくことが説明された。

他県及び他大学の規程制定状況について質問があり、それぞれの大学の判断ではあるが、いくつかの大学は長期継続契約規程を定めていることが説明された。また、規程の制定に対する財政状況の影響について質問があり、財政状況が規程制定の判断には繋がっていないことが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第7号議案及び第8号議案を可決した。

第1号報告 理事長予定者について

第2号報告 教職員の人事について

第3号報告 各対策会議の開催について

議長は、第1号報告から第3号報告の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号報告から第3号報告を説明した。

議長は、報告事項に対し、質問、意見等を求めた。

第3号報告のうち、保護者からの苦情に対する人権・倫理対策会議の対応に関し、教員に対するヒアリングの実施状況及び内容について質問があり、学生への指導状況等について確認を行ったこと、保護者との面談を予定していること、面談を受けて対応を検討し、経過は3月の理事会で報告することが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、14時26分、理事会の閉会を宣

言した。

以上の議事が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。

令和7年1月14日

公立大学法人岐阜県立看護大学令和6年度第4回理事会

議長 理事長

北山三津子

議事録署名人 理事

梅津 美香

議事録署名人 理事

國枝敏郎